

# 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」料金表

平成30年4月適用分

対象事業所 大和郡山市：あすなら苑、あすならホーム郡山  
 奈良市：あすならホーム（富雄・西の京・今小路）  
 あすならハイツ（あやめ池・恋の窪）  
 生駒市：あすならホーム菜畑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.42円**

【介護保険基本サービス 定額報酬（1ヶ月）】  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）

## ①看護師が訪問看護サービスを行う場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
要介護1	8,267単位	86,142円	8,615円	17,229円
要介護2	12,915単位	134,574円	13,458円	26,915円
要介護3	19,714単位	205,420円	20,542円	41,084円
要介護4	24,302単位	253,227円	25,323円	50,646円
要介護5	29,441単位	306,775円	30,678円	61,355円

## ②准看護師が訪問看護サービスを行う場合 …看護師が訪問した場合の98/100

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
要介護1	8,102単位	84,423円	8,443円	16,885円
要介護2	12,657単位	131,886円	13,189円	26,378円
要介護3	19,320単位	201,314円	20,132円	40,263円
要介護4	23,816単位	248,163円	24,817円	49,633円
要介護5	28,852単位	300,638円	30,064円	60,128円

## ③訪問看護サービスを行わない場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
要介護1	5,666単位	59,040円	5,904円	11,808円
要介護2	10,114単位	105,388円	10,539円	21,078円
要介護3	16,793単位	174,983円	17,499円	34,997円
要介護4	21,242単位	221,342円	22,135円	44,269円
要介護5	25,690単位	267,690円	26,769円	53,538円

※短期入所系サービスを利用された場合は、基本報酬の単位数を日割りで計算します。  
 ※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算出します。

※利用者の主治医より、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（医療保険の給付対象）を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から14日間  
 に限って、「訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定します。

【加算サービス】

サービス内容	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
緊急時訪問看護加算/1月につき	315単位	3,282円	329円	657円
特別管理加算（Ⅰ）/1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円
特別管理加算（Ⅱ）/1月につき	250単位	2,605円	261円	521円
ターミナルケア加算/死亡月	2,000単位	20,840円	2,084円	4,168円
初期加算/1日につき	30単位	313円	32円	63円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,252円	626円	1,251円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,420円	1,042円	2,084円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1月につき	100単位	1,042円	105円	209円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1月につき	200単位	2,084円	209円	417円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ/1月につき	640単位	6,669円	667円	1,334円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ/1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	350単位	3,647円	365円	730円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1月につき	350単位	3,647円	365円	730円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。  
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

【減算】

（デイサービスを利用した場合は、1日につき以下の単位数を減算します）

減算項目	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
訪問看護サービスを行った場合 要介護1	91単位	948円	95円	95円
訪問看護サービスを行った場合 要介護2	141単位	1,469円	147円	147円
訪問看護サービスを行った場合 要介護3	216単位	2,251円	226円	226円
訪問看護サービスを行った場合 要介護4	266単位	2,772円	278円	278円
訪問看護サービスを行った場合 要介護5	322単位	3,355円	336円	336円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護1	62単位	646円	65円	130円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護2	111単位	1,157円	116円	232円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護3	184単位	1,917円	192円	384円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護4	233単位	2,428円	243円	486円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護5	281単位	2,928円	293円	586円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
---------------	--------------------

※介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※1ヶ月間に利用されたサービスの単位数合計に13.7%を乗じた単位数を加算します。

介護職員処遇改善加算＝（基本単位数＋加算単位数－減算単位数）×13.7%

※介護保険適用料金の自己負担金額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数合計（処遇改善加算を含む）に地域区分単価を掛けた金額が介護保険のサービス利用料金で、ご利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担額になります。
- ・上記の表の自己負担額は各サービスの単位数の地域区分単価を乗じた金額のため、自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。